

第 1 5 回教育委員会記録

平成 1 2 年 8 月 9 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成12年8月9日(水)午後2時02分～午後4時07分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 舟 生 清 委員長 大 門 哲
職務代理者 丸 田 頼 一
委員 鬼 丸 かおる 委 員 丸 田 頼 一

欠席委員 (なし)

出席説明員 教育長 與 川 幸 男 事務局次長 松 本 義 勝
庶務課長 佐 藤 博 継 事務局参事 辻 武
学務課長 和 田 義 広 施設課長 秋 葉 正 行
指導室長 工 藤 豊 太 事務局副参事 田 中 哲
社会教育スポーツ課長 中央図書館長
荒 井 健 一 古 川 正 司
社会教育センター所長 中央図書館次長
伊 藤 俊 雄 杉 田 治
事務局職員 庶務課係長 木 下 淳 法規主査 能 任 敏 幸
担当書記 後 藤 行 雄

傍聴者数 7 名

会議に付した事件

- 1 教科用図書採択について
- 2 報告案件 (1)学校給食に係る説明会、意見交換会の開催結果について
(2)学校給食調理業務運営改善検討会報告(中間まとめ)案について
(3)教育委員会後援等名義使用承認について

委員長 それでは、平成12年度第15回杉並区教育委員会定例会を開会いたします。大変お暑い中をご苦勞様でございました。本日の署名委員に丸田委員を指名いたします。

日程の第1ですが、「教科用図書採択について」を議題といたします。

前回、第14回定例会開会の前に教科用図書選定審議会会長及び教科用図書検討委員会委員長より各々答申を受領いたしました。

委員各位には当日コピーを配付し、採択のための研究をお願いしておいたところですが、この場においてそれらの資料をご覧になって、あるいは質問、あるいはご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

いろいろな事情があって今年度初めてのこういうことでございますから、一つ皆さんもお聞きいただきたいと思います。

それでは、質問がございましたらお受けいたします。

まず審議における質問の基本的な考え方と申しますか、7月26日の委員協議において委員の方より行われた質問を基本としていると。審議会等の答申内容の疑義の明確化を図ると。採択に関して判断とすべきこと、指針となることの明確化を図ると。そういうことをまず基本的な考え方として質問等お受けしたいと思います。ございましたらどうぞ発言いただきたいと思います。

鬼丸委員 非常に基本的なことなのですが、まず1つ目に、これは杉並区として、各科目1冊ずつ決めてしまわなければいけないのかどうか。学校で選択というやり方は全くいけないのかどうかということが1つ。

それから、仮に杉並区として教育委員会で選定するとした場合に、いろいろご報告いただいているのですけれど、考え方として委員会がこういう思想でやりたいということよりも、むしろ学校の先生として使い易さというのが多分いちばん大事なのだらうと思うのですけれど、そういう考え方で選んでよろしいのかどうかということ。その2点をちょっと教えていただきたいと思います。

指導室長 今回の教科用図書採択にあたりましては、指導室は庶務担当の事務局という立場になっておりますので、お答えできる範囲でお答えしたいと思います。

いま委員の、教科書の選定は杉並区ということが、また、学校ではできないのかというお答えでございますけど、これは杉並区で統一した教科書1教科1冊を選定するということになっております。

2点目は、学校の先生方が使い易い教科書をというご質問でございましたけど。当然私も子どもに直接関わる、教師も含めて学校で使い易い教科書というのがやはり基準の

1つになるかと考えております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。そういうことでございます。あくまでも杉並区として採択するという、現場における使い易さというようなことを十分に考えていくということのようでございます。

大門職務代理者 今度これ新しく、我々も初めて議題でやるわけですけど。

これまでは東京都教育委員会が決定したわけですね。東京都教育委員会が決定するときは、それはやはり1年生から3年生までの継続性というか、今年までを見通して決めていらっしゃると思うのですね。ですから、たまたまこの制度が導入されたのは今年ではありますけれど、僕はあまりガタガタやらないでこのまま継続したほうがいいのではないかと考えているのですね。内容についてはいろんな意見があって、直接私のほうにも文書が来たりしていますけど。

これまでの経過を見ますと、検定制度があるというのは、簡単に言えば、内容は文部省に任せなさいということでしょう。それ以外に、使い易さ、その他で判断しなさいという流れだったと思うのですね。ここに来て、僕はあまりそのことにナーバスになる必要はないと思う。やはり3年の継続性というものを考えてやったほうがいいのではないかと考えているのですね。

この前決定するときに、この教科書の選定に対して杉並区の意見が入っていますか。

指導室長 当然いま委員のご指摘のとおり、やはり平成14年から新しい教育課程の導入ということで、本来ならば小中違う段階で教育課程が導入されたわけですけど、学校完全週5日制ということも鑑みて同時にスタートということもあって、このような1年のみ使う教科書の採択というような経緯になった状況はございます。

2点目でございますけど。3年間を見通したという形で、現行使っている教科書は当然杉並区の基本的な考えを反映して東京都のほうに申し出て採択されたというふうに考えております。以上です。

委員長 ありがとうございます。

丸田委員 審議会とか、それから、心身障害学級とか養護学級の委員会のことで1つお聞きしたいのですが。以前、4月にご説明されたような、フローで完全にこれを網羅して手続きをやられたということはよくわかります。

それから、選定審議会の報告書とか委員会の報告書とか記述式でいろいろ克明に。これはものすごく大変だったと思うのですが、それぞれのジャンルの専門家の方たちが目を通して、それで、書かれて克明にチェックされているということもよくわかりまして。そ

れで、個々の教科書自体あまり大きな差異がなくで。あるいは言い方を換えれば個性的なものがそれぞれに出ていたように私自身は受け止めました。

それで、これ個々についてあるのですが、何か付帯的なご意見とかそういったものが出されていたのかどうなのかというと、ちょっと突っ込んだものというか、それがちょっと見当たらないので、教えていただけたらと思います。

指導室長 付帯的な意見が付いていたかということでのご質問だと思いますけど、事務局にありましては特に審議会等からの付帯的な意見はありませんでした。ただ、調査の方法として、やはり一教科書会社の教科書にすべて6点の観点の項目で調べてまいりますので、他社との比較等もなせるともっとよりよくわかるのかなというような意見はあったことを聞いております。以上でございます。

委員長 まあいろいろ、次回以降そういったことを参考にされて進められればいいと思いますけど。

大門職務代理者 これ読むのものすごく大変ですね。

なおかつ、もうちょっと言わせてもらおうと、何とかのとおりである、とおりだチョンチョンという、そういう答申が結構あるのですよね。そこはやはり学校が自分で決めたいという気持ちがわからないわけではありませんけど、システムとしては委員会が決めるということが大事です。やはり意見を付けずに、何とかのとおりチョンチョンぐらいでは困ると思うのですね。これは意見ですけど。来年以降のですね。

指導室長 大変大事な指摘のご意見だと思います。事務局としては今後ともより精査して、より内容のある審議答申が出せるように来年度を検討してまいりたいと思います。

委員長 私は1つ、これからの問題として教科書採択が、区の教育委員会という所より学校に身近な、地域に身近な所で教科書を採択するということについて質問なのだけど。

他の委員からも学校の意見を云々という話がありましたが、採択がそのときになって学校からということとはなかなかできないとしても、要するに教科書以前にカリキュラムがあるわけで。昔のように教科書を教えるということではなくて、教科書を使って杉並区の、あるいは各学校が6年間、中学なら3年間かかってこういう生徒を作り上げていくのだと。そのためにこの教科書を使ってこういうことを教えるのだということであるというふうに考えていくとすれば、教科書採択のその時点だけでなく普段においても、こういうふうにすれば実際にそれを学校で教えるものとしてなお便利だと。現在使っている、教科書なら教科書を実際に使って教えている先生たちのそういう要望を絶えず聞き取っておく、吸い上げておくというようなそういう努力を普段にされていくことが、教科書採択をよりよ

く学校とか地域に密着したものになるのではなかろうかと。これからの問題として、是非そんなことを考えられたら実行していただきたい。そんなことを要望として感じておりますが。

指導室長 大変貴重なご意見をありがとうございました。私どもも、やはり杉並区の子どもたちを育てるためのよりよい教科書、それはやはり実際に普段からどのような気持を持ちながら教科書を使っているか、また、普段からのそういう気持ですね。そのようなことを吸い上げるような形でまた努力したいというふうに考えております。

教育長 今回は平成 14 年度に新学習指導要領というのが大幅に変わって、新しい 21 世紀の時代に即応したものに変わっていくであろうということで。それはまだこれから、平成 13 年度ですか、そこで議論をいただくというか、新しい学習指導要領に基づく教科書が審議されていくということになるかと思いますが。今回は、言うならば大幅な改訂がないということですが、もしこの時点で、いま使っているのだけど、年度の途中といたしますか、この際他の教科書に変えると、そういうことになりましてどのようなメリット、デメリットが考えられるか、ちょっとその辺を教えていただけますか。

指導室長 変えるという視点で申し上げることでお答えすれば、メリット等については、やはり教員も新たな発想のもとで教科書を見直し指導態勢を組むということでは、そういう研修意識とかそういう高まりを持たなくてはいけないということでの、教育的な向上の部分ではあるかと考えております。ただ、1 年というような形の中での切り替わりということですので、それには相当かなりの時間が要したりすることも事実だというふうに考えております。

また、デメリットの部分につきましては、やはり 3 年間という期間の中での教科書を行うというような点もございますので、教員自身が使うことでの消化ができないで継続性が断ち切られるという点ではデメリットかなというふうに考えております。

教育長 ありがとうございました。

委員長 会議の途中ですが、ちょっと時間をいただきたいと思います。

ただいま傍聴希望者が 6 名を超えました。可能な限り傍聴を許可いたしたいと思いますが、委員の皆さんには異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので傍聴を許可いたします。続けます。

教育長 それから、これ数学の教科書なのですが。ここにも実際に何社かの数学の教科書がありますけど、全般にわたって問題の演習度数が少ないというのが審議会の先生方も総

体の印象で。

そうすると、補助教材を最初から前提にするのかなということも考えられるのですが。この教科書の、これだけのページ数の中で練習問題をもっとどれだけ増やすかというのは難しいのですが。先ほど委員長さんもおっしゃいましたが、これをベースに、それぞれ教科の先生が創意と工夫の中で、自分で演習をどうするかとか、そもそもがそういうことを想定していると言ってもいいのでしょうか。数学に関してはそんな印象を受けました。

指導室長 いま教育長のおっしゃったとおり、そのとおりだと思います。当然教科書はある一定の内容と基準を示したもののの中で作られておりますので、それぞれの地域、学校の実態に合わせて、やはり生徒の力を伸ばすということでは教師の創意工夫、また、それに伴う補助教材の準備等が必ず付き物であると考えております。

教育長 それからもう1点ですが。これは教科書によるのかもしれませんが、技術・家庭科の教科書の中で男女平等教育の視点を写真とかその他諸々も含めまして生かしている教科書があるわけですけど、この視点というのは他の教科書にはないのですかね。これはたまたま、ある教科書がそうなのですけど。技術・家庭科を教えるということは、こういう男女平等的な視点をとり込んで書かれているというのは一般的なのか、そういう教科書というのは珍しいというかユニークなののでしょうか。もしその辺をわかれば教えてください。

指導室長 私自身その部分については専門分野ではございませんので。ただ、教育の流れとしましては、男女共同参画の中で学習または社会構成していくというようなことでは、今後そういう視点は大事にされながら教科書等も作られていくのではないかなというふうに思っております。以上です。

教育長 それから、今回ちょっと。これは感想でございますが、いままで教科書は東京都に委ねられていて、改めて杉並区が選定するということで見つめ直しますと。例えば英語教科書は、これは例外なく、ただの英語教育だけではなくて国際理解教育をしていこうという視点がみんな入っているのだなということで、杉並区も。ここにも書いてありますけれど、100以上の国から杉並区に来ていて、しかも1万1,000人から住んでいるということを考えますと、これからの英語教育というのは、単なる英語を習熟させるということだけではなくて国際理解を深めるという視点が。これに関しては全ての教科書について大体ふれられているようなので私も非常に感心をしているのですが、こういうことも授業の中で大いに展開をしていってほしいなとそんなことを。これは感想でございます。

委員長 はい。

鬼丸委員 この選定審議会の報告書というのは、もちろん審議会でいろいろ審議というのが研究された結果が載ってきているのだと思うのですけれど。例えば国語の教科書についてみますと、読書指導が何ページとか、言語指導が何ページというような、そういう細かい結果的な数字が上がってきているのですけれど。こちらは、私は特に全く素人なのでよくわからないのですが、何ページ何ページということによってどういうことを示しているのかというのがよくわからないのですね。

結局読書指導がたくさんあればいいのかというと、そういう問題でもないのかと思うので。数字が結構各所で表れているのですけれど、いったいこれがどういう意味を持つのかというようなことをちょっと教えて。指導室長では無理なのかもしれませんが。

そういう、意味なんかも前提問題としてないと、報告書でいきなりポンとこういうのが出て来てわかりにくいので、その辺はちょっとご説明をお願いできればいいなと思っています。

それと、さっきの教育長の男女平等の問題なのですが。私も実はちょっと気になったのですが、いちばんあれなのは何も技術・家庭だけではなくて、むしろ社会科とか国語なんかの挿し絵とか写真なんかは実はいちばん自然に入って来てしまう教育なので、本当はそういうところのチェックを各教科にあったほうがよかったかなという気がします。これは来年度以降の問題ですけれど。

教育長 同感ですね。

指導室長 ページの分量という委員の質問でございますけど、確かに今回その辺のところ若干不明瞭なところがあったかと反省しております。また、来年度その辺が精査できるような形でご提示したいというふうに考えております。

一応それぞれの各教科は学習指導要領の内容に沿って各社が創意工夫のもとで教科書編集にあたっています。その中で、やはりどの辺に重きをおきながら教科書編成をするかということがそれぞれの各社の特色になるかと思えます。その辺がやはり教科書の採択にあたっては1つのポイントになるのかなというふうに考えております。ただ、その辺の読みとりの部分の所につきましては、各委員がよりよくわかっていただくための付帯的な資料等は今後用意して、よりよい審議ができるように配慮したいと心がけていきたいと思えます。

鬼丸委員 お願いいたします。

委員長 教科書採択の事前の我々教育委員会事務局の皆さんのご努力は今年あったと思うのですね。いままでは済美教育研究所1カ所が公開の展示場だったと。より多くの区民の

方に教科書を見ていただくということで会場をいろいろ考えたり、それから、休みの土曜、日曜という日にまで係の方が努力して、出席して来場者の便を図るといような新しい努力をしたのですが。いったいそのことによって、効果というか、来場者の数とか、そういう人たちのご意見とかというものはどの程度反映されたりしたのかということをおざっぱでもいいからわかったら教えていただきたいと思います。

指導室長 来場者は3会場合わせて101名でございました。それで、その中で一般区民の来場者は38名と。それ以外の方は学校関係者とか教育委員会関係者とかということになっております。また、その中で5名の方からご意見や感想のアンケートをいただきました。

大門職務代理者 ただ、おたくでもらった資料だと、平成7年は一般市民が58名来ているのですよね。今回はこれだけやっても30何名ですけどね。だから、これ確かなことかなと、おかしな数字だなと思って見ているのですよね。

教職員が多いときは教育課程の改訂か何かが絡むわけでしょう。500名近く来ていることがございますね。

指導室長 いま委員のおっしゃるとおりで、教科書に対する関心度の度合いがそれぞれの要素によって違うことは事実だと思います。継続性の中におかれて、1年の来年度についてはやはり1年で、平成14年度から始まる教科書に多くの関心がいったいのかというふうに思います。

ただ、会場につきましては、先ほど委員長のほうから3会場とお話ございましたけれど、これにつきましても、今後事務局としましては、やはりよりよく来年度に向けて検討して意見が、または区民の皆様方が見ていただけるような方策も検討していきたいと考えております。

鬼丸委員 来場者の中では、この5人の方々以外は特にご意見は書いていらっしやなかったということになりますかね。

指導室長 委員のご指摘のとおりでございます。

鬼丸委員 すみません、もう一つ。いま、特に中学校なんか、小学校もそうですけど、教科の内容がわからない、授業がわからないという話をずうっと。もちろん高校、大学もそうなのですが、そういう話が結構聞えますよね。で、荒れてしまうということもありますけれど。

そういう観点から見て、先生方が現在使っている教科書で、これは使いにくいとか、これでは生徒たちがわからないとかと、そういう話は入っていませんか。

指導室長 いまのような話は指導室のほうには一切入っておりません。

鬼丸委員 しかし、授業がわからないというのは、要するに教科書を読んでも生徒たちがわからないわけでしょう。ということは、やはり先生が使いにくいということはないのですか。

指導室長 確かに1つのクラスの、30名いたとしますと、やはりそれぞれの学習に対する力が違いがあるという認識はそれぞれの教師が持ちながら、やはりそれぞれの子どもに合った学習の場面を与えながら、やはり一歩でも高い学力がつくように努力しているというふうに聞いております。

また、そういう創意工夫を教科書だけに頼らず、自作のプリントとか、やはり習熟度別に分けて放課後に補充的な学習を積み上げたりとか、そういう点で杉並区の各中学校において努力しているということは聞いております。

鬼丸委員 むしろいまの教科書には問題がないというふうに伺ってよろしいのですね。

指導室長 はい。

教育長 ちょっと脱線するかもしれませんが、たまたま今年は「子ども集会」というのがあちこちの学校であって、小中学生の子どもたちの声をナマに聞く機会があったのですけれど。子どもたちは大変シビアでございまして、先生が教科書を棒読みしたり、教科書をただなぞられるような授業をするようでは僕たちはとても我慢できないと、もっと工夫をしてほしいと。例えば絵で見せるとか、おもしろい話を入れていただくとか、もっと授業をおもしろくしてくれと、教科書どおりでは困るという話をたまたま聞く機会がありまして、ある意味ではもっともなのかな。教科書は1つのベースだとは思いますが、やはりいま先生がおっしゃったような、基礎的な学力を高める工夫を先生方がそれぞれの子どもたちの能力に応じて、30人いれば30人、それぞれの子に応じた指導の方法といたしますか、そういった指導力の問題がいま先生方に問われているのかな。たまたまそんなことを子どもたちから聞いたものですから、なるほど、教科書だけではない、そのプラスアルファが大事だ、という印象をちょっと持ちました。かなりその意見が子どもたちに多かったです。

鬼丸委員 そうですね。

大門職務代理者 先生、自分の言葉で話さないかね。

教育長 そうということですね。

委員長 大分時間をかけましたが、十分に質問、ご意見等を出していただくことがこれからのことにも関わりがあると思っております。

教育長 今年は改訂がほとんどないと言っても言い過ぎではないのかなと思っておりますが、来

年度選定ということになりますと平成 14 年度からの新学習指導要領ということになりますので、そのときなんかの持ち方は少し変わってこざるを得ないのかな、もう少し時間をかけて吟味をする必要もあるのかな。大変教科も幅広くございますし、専門的で私も十分理解し得ない部分もございますけれど、そういう意味では選定にあたった方々などの声も聞きながら、来年度あたりはそんな見通しも立ててみたらどうかと、そんな気持もちょっとございます。

委員長 教科書と一口に言っても、「教育と教科書」という大変な問題が出て来ますので。やはり学校の現場で教育の対象にしているのは子どもたちであって、教科書を覚えさせるために子どもを学校へ通わせているわけではないので。そこらのことを間違えると、要するにいちばん心配している学校嫌いだとか、いまも指摘があったけれど、一生懸命教えようとしているのだけれど、鵜呑みに教科書を教えるということではなく、その子どもに合ったようにカリキュラムを消化させていく材料に、教科書も 1 つの資料みたいな形で、あるときは参考にしたりと。本当に対象は、教科書を昔の教育のように暗記するようにして何かを覚えさせるということはその子どもの成長、発展のために教科書が 1 つの栄養素になるぐらいの考え方で、幅広く考えていくことも大事だろうと思うのですね。これは教科書採択ということで今日はやっているから、何か教科書が教育をリードしてしまうように考えるけど、決してそここのところは、早まっては大変なことです。それは委員さんからも十分指摘がありましたので、そこらは 1 つ事務局のほうでもよろしくお願ひしたいと思います。

他に質問はございませんか。それでは、質問もないようでございますので、採択のために委員の協議を行いますので委員会を一時休憩いたします。

(午後 2 時 35 分から午後 3 時 3 分まで、休憩)

委員長 採択の決定をいたしましたので、指導室長からこれを読み上げさせていただきます。指導室長お願いします。

指導室長 それではいま委員長からのご指名がありましたので、私の手元にある資料に基づき、私から読ませていただきます。

採択教科用図書一覧。平成 12 年 8 月 9 日。平成 13 年度杉並区立中学校で使用する教科用図書については、下記の通り採択する。

記、種目、国語、発行所名、光村、教科書番号 710～910。書写、大阪書籍 714～814。地理、帝国 714。歴史、日書 759。公民、清水 813。地図、帝国 704。数学、東書 707～907。以下、第一分野、大日本上 713、下、714。理科第二分野、大日本上 763、下 764。

音楽一般、教芸 709、上 809、下 810。音楽、器楽、教芸 755。美術、日文 713、上 813、下 814。保健体育、学研 706。技術・家庭、東書上 705、下 706。英語、学図 714～914。以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。以上のとおり、採択を決定いたします。重ねて申し上げますが、採択に当たって今年度は、平成 14 年度の新教育課程施行の関係で、教科書の改訂が行われていないこと。

2 番、現行の教科書による指導に、特に問題がないこと。

3 番、教科書の変更が、教育現場に混乱を生じる恐れがあることなどを考慮の上決定したわけでございます。

次に養護学校及び心障学級で使用する学校教育法第 107 条図書については、各学校より提出された図書をもって採択いたします。委員の方より、何か付議する意見はございますか。

大門職務代理者 ちょっと伺いたいことがあるのですが、済美養護の教科書を見ますと、社会とか、理科とかは採択されていませんよね

指導室長 はい。

大門職務代理者 その教科はやらなくていいのですか。ほかの学級ではやっていらっしゃるのですね。ただ養護学校ではこれは採択してないから、やってないということですか。

委員長 指導室長。

指導室長 それぞれの子どもの実態に合わせて、養護学校と心障学級は選びますので、当然それに合わせて選択したということです。

大門職務代理者 するとやらなくていいのですね。

指導室長 はい、この心障教育教科書の資料集の中から選べますので、当然その幅はあるということでございます。

委員長 ほかにいかがですか。

丸田委員 いま読み上げられた採択教科書のうちで、特に歴史については、いろいろな審議会委員のご意見とか、あるいはたぶん区民だと思いますが、アンケート、2 人の方からいろいろご意見等も出されていますので、これは 1 つの意見として承っておき、次回でそういったことも併せて検討されたらというふうに思います。

委員長 いまのご意見は指導室長、今後の問題として採択委員会というか、そういう人たちのご意見、あるいは区民の意見も、今回もそれは十分参照したのだろうけれども、より

多くそういうものも参照するという要望でございますので、含んでおいてください。

指導室長 はい。

委員長 ほかによろしゅうございますか。

大門職務代理者 いまおっしゃったとおりなただけど、たぶん今回の審議会なんかは、先生方のいろいろな意見は、よく吸い上げたと思うのですね。そういうことが終わりにこの文書にも出ていますからね。ただ、父母とか、そういう意見の吸い上げは、なかなか難しいと思いますけど、先ほど言った歴史についてのご意見も一方はそうでもあるし、そうでもないという意見も私はきっとあると思うのですね。ですからその両方をよく聞かないと、この問題についての判断は、なかなか委員会としてはできないと思いますので、広く区民の意見を聞くということを来年はやってもらいたいと思います。

教育長 これはいま先生がおっしゃった、社会の歴史の日本書籍と読むのですかね。これはあくまでアンケートですけれども、日本が何か侵略をしていると、悪意を持って表現しているのではないかというようなことが書かれているのと、それから公民のところの東京書籍についても、戦争を引き起こしたのが日本であったの表現はおかしいのではないかとということが指摘されているわけで、そのことを先生は指していると言っているのでしょうか。

丸田委員 歴史についての日本書籍ですか。これがだから採択図書に入っているかということ。公民は違います。

教育長 はい、わかりました。

委員長 はい、どうぞ。

指導室長 先ほどの大門委員からのご質問に訂正を加えたいと思います。「知的障害及び知的障害を併せ有する児童を教育する場合、知的障害養護学校小学校部の教科である生活科を取ることができる。この場合、社会、理科、生活・家庭科の教科は取れない」というような一文がございますが、それに合わせて教科書採択をしているということでございます。

大門職務代理者 家庭科を取ってない学校もありましたね。

指導室長 はい、あります。

委員長 いいですか。

大門職務代理者 結構です。

委員長 意見がないようですので、以上をもって教科用図書採択について終了いたします。ご苦労さまでございました。

続いて本日の「報告案件」に移ります。1番、「学校給食に係る説明会、意見交換会の

開催結果について」。2番「学校給食調理業務運営改善検討会報告（中間まとめ）について」。学務課長お願いします。

学務課長 それでは私からただいまの2件についてご報告させていただきます。大変恐縮ですが、2件目の中間のまとめにつきましては、明日委員会のほうへ報告をし、まとめていく予定ということで、議題の提出をちょっと間違えまして申し訳ないのですが、案が付いたものということでご理解をいただきたいと存じます。

それでは学校給食に係る説明会、意見交換会の開催状況について、ということですが、前にご案内したとおり、4回の開催を区内で実施したということであり、実施日、会場等は記載のとおりということで、下から2行目のところの参加者数というところをご覧くださいなのですが、第1回目が318名、第2回目が107名、第3回が200名、第4回が314名ということでございます。定員に対して合計939名ということで、8割を超えた方の参加をいただきました。なお、上の欄に、申込者数がありますが、事前に学校を通じまして申込者を募りまして開催するという仕組みで行ったわけですが、申込者より、当日参加者のほうが多いという結果になったものでございます。

記載しておりませんが、ちょっと口頭でその内容について若干触れさせていただきます。まず質問者数ですが、第1回目が19人、第2回目が15人、第3回目が16人、第4回目が16人ということで、合計66名の方から当日質問をいただきました。主な質問・意見ですが、「教育の場に民間はなじまない」など、そういった教育に関するもの、これが23件です。それから「給食内容の不安に関するもの」と、こういったものが22件。「異物混入等の安全衛生管理に係るもの」が22件です。それから「検討期間が短い」というような検討会に関する質疑あるいは意見というものが17件というようなものが主な内容です。

それから当日併せて来場者にアンケートをお願いさせていただきました。7月14日現在の集計結果で、その後最終の集計をするということではいまお待ちしているのですが、ほぼ2、3件しか出てきていませんので、そろそろ最終の集計ができるというふうに思っておりますが、いま申し上げるのは7月14日現在ということでご理解いただきたいのです。

小学校が535人、中学校が110人、その他25人ということで、670名の方から回収をしたということでございます。その内容ですが、民間事業者の従業員の質あるいはその調理業務の質の確保と、こういったものに対する不安がいちばん多かったということです。次に食材の安全確保、それから事故発生時の対応と、その他、特別なものとしていくつか自由記載という欄を設けてございます。その特徴的なものを申し上げますと、検討内容、

方法等については、各学校ごとにもう1回説明会、意見交換会をしてほしいということ、それから委託した場合の問題につきまして、保護者に対して試食会とか、見学会、意見交換の場などを多く設定してほしい、あるいは委託会社の情報、あるいはその契約内容等の公開をしてほしいというようなご意見がありました。

それから今回は行財政改革の一環という中で検討を開始したというような説明を申し上げた関係がございまして、その経費削減というだけでは委託はやめてほしい、あるいは自分たちが給食費の値上げをしてもいいから民間委託をやめてほしいというようなご意見が出ております。交換会の開催状況については以上です。

それから明日提出いたします検討会の中間のまとめの原案ですが、ご案内のとおり、本検討会につきましては、平成11年10月、平成12年の2月に行政改革大綱、あるいは行財政再建研究プランというものが決定いたしまして、その中で学校給食調理業務について、平成13年度以降、民間委託化の方向で検討すると。こういったものを受けて教育委員会内部に小中学校のPTAの代表、学校長の代表、衛生管理がございまして、保健衛生部の職員、教育委員会の職員と、12名で検討会を組織して、5月に第1回、5月9日ですが、第1回を開催し、月2回ペースというようなことで検討を行ってきたというものです。

その検討会の検討に際しまして、委託を行っている区への視察、これは2箇所行いました。先ほど言った説明会、意見交換会、それから区民のほうから寄せられた意見と、そういったものを反映して検討をするというようなことで、先ほどのこともフィードバックしながら検討してきたということで、次回は明日ですけれども、8日のところで中間のまとめということで、委託をする際に整えておかなければいけない施策というか、そういったものがまとまったので整理をさせていただいたというものでございます。したがって正式な報告ということになりますと、明日の検討会でご承認をいただいとということになります。そんな関係で、今日は案という形と合わせて、まだいくつかのところの関係セクションとの調整をしているところが残っておりますので、未訂校というような形で出させていただきます。それから資料編が付けておりませんが、改めまして明日、検討がまとまりましたら配付させていただくということでご了解をいただきたいと思います。それでは内容のほうに入ります。

1頁の始めですが、先ほど言った経過と、この検討を始めるについてのことがずっと説明しておりますので、あとでお読みいただければと思います。

次に2頁の最初のほうになりますが「検討の背景」ということで、最初4行程度で「本区の学校給食の歴史」ということで、22年のミルク給食からスタートして、44年には、

小中とも完全給食の実施が終わっているというようなことが記載してございます。その後ろから少し、これまでに取り組んできた杉並区の給食の充実施策についても、食器の切り替えとか、学校栄養士の配置と、そんなことに触れております。

さらに、「その一方」というところからになりますが、そういった充実をすると同時に、行革にも取り組んできて、調理職員の国基準配置というようなことを行ってきたということが記載しております。先ほどのいちばん最後のほうにつきましては、先ほど申したような今回の検討のきっかけについて触れているということです。2番目の「検討にあたって」ということで「視点と範囲、進め方」ということで、簡単に記述しております。からというところで記載しておりますが、競争社会で培われた民間会社の効率性や、給食サービスに係わるノウハウの活用というようなことで、経費削減と美味しい学校給食が保てるかというようなことの視点に立って、次の3頁になりますが「安全で美味しい杉並の学校給食」と、こういったことを維持しながら調理業務の委託が可能な対策を明らかにすると、こういった視点で検討したということを記載してございます。それ以下、からまた出てきますが、検討の範囲ということで記述しております。委託業務については、安全衛生管理の強化としての学校給食の部分というようなことが記載してございます。

少し飛びまして「検討にあたっては」というのが10行前後ありますが、この検討にあたっての前提事項ということで、あくまで学校給食の実施責任者は教育委員会であるというようなことから始まって、最後「子どもの教育に関することはこれまでどおり」というようなことを前提として、検討をしたということでございます。その検討の中身が3以降に書かれているということになりますが、結局、原則として検討会の認識というか、そういうところが2つほど大きな認識の一致を見ているということで、冒頭のほうに書いてありますが、民間委託化ということにつきましては、学校教育等の意義を低下させずに、民間の活力の導入によって経費削減を図りつつ、安全で美味しい学校給食の実現が可能であって初めてできるというようなこと。それから4頁の最初になりますけれど、「いずれにしても業者の選定とか、調理員の質の確保ということと同時に、学校現場で新しく民間事業者が入った形でも、信頼関係を構築していくことと、こういったことが委託化の基本的な前提になるというような認識の下で、以下、それぞれの業務に分けて、確保すべき施策について触れているということになります。

簡単にその各項目について触れて行きますが、まず委託業務のうちの「調理業務」というようなことにつきましては、冒頭の文書の中では基本原則ということで、調理業務の2行目の真ん中辺になりますが、「まず指示書を提示して指示をしていくんだ」というよう

なこと。それから打合せを行って、そのうえで学校栄養士の下で、委託会社の従事調理員が調理を行うのだと。そのすぐ後ろになります。「食材はあくまで学校が直接購入する」と。そして検査したものを使用すると。それから学校栄養士が途中での味付けの検査とか、いろいろなものの検査をしていくんだと。こういった大きな3つのポイントで作業をやっていくんだということに触れまして、それ以降その下に黒ポチが5つくらいありますが、そういう先ほど言った基本原則の「質の確保、質の維持」というようなことがあります。それについては従事職員は、経験4年以上とか、免許の問題とか、そういったことも必要であろうとか、学校にいろいろな目を入れるというか、PTAも入れた運営協議会が必要だとか、研修、そういったことを記載してございます。

大きな2点目になりますが、「食材料の納入時の研修」ということで、安全な食材を入れるための研修についてもこれまでどおりのことを組み立てていくというようなことです。それから3番の「配缶及び運搬、回収」については、基本的にはこれまでのものをきちんとやっていくというようなことが記載しております。

5頁になりますが「食器具の洗浄、施設整備の清掃、日常点検、残滓及び塵芥の処理、その他展示食の作成」というようなことにつきましても、これまでの水準ですね。例えば4番のところに書いてございますが、使用する洗剤についても安全性の確認されたもの、現在無リン性のものを使っているのですが、そういったものを確保していこうというようなことを記載してございます。

2番目に大きな問題として「安全衛生管理」というのが検討範囲にありました。これらにつきましても、学校長の下で衛生管理者が栄養士であるという現行の仕組みの中できちんとやっていくと。併せて調理業者のほうにも食品衛生の責任者というものを定め、保健所と連携をしながら組み立てていくと。こういったことを基本原則にしまして、1、2以下、ずっと6まで、「安全衛生管理の仕組みについて」記述してございます。基本的な仕組みとしましては、これまでの学校給食の衛生管理の基準と、大量調理施設衛生管理マニュアル、これは民間事業者のほうで受けている大量の調理場の基準でございまして、こういったものでうまく管理していこうというようなこと。

それから従事調理員の健康管理の問題と、これらについての検便の問題とか、作業への従事の考え方、こういったものも、これまでの仕組みを維持していくというようなことで、以下「調理衛生管理」と、非常に細かいことですが「身だしなみ」とか、これらを含めまして、そういったものをきちんと確保しながら進めていかなければいけないというようなことで、記述してございます。

最後の6番になりますが、先ほどちょっとこの意見交換会等の開催状況の中で、この異物混入について、非常に不安をお持ちの方もいらっしゃるということで、これらにつきましても先ほど言った「食材の研修システムと同時に、衛生管理の徹底」ということで、調理作業上の不注意から、そういった異物が入るといっても、防げるような仕組みを考えていくというようなことをうたっております。

3番の「事故の対応」でございますが、これについても非常に多くの不安が寄せられているということ、それから現実に事故が起きますと、その食材というか、食品について、非常に大きな影響が出てくると、特に児童の心理影響というものは大きいものですから、これにつきましては、当然のことですけれども、これまでどおり教育委員会の責任で速やかに対応するというようなことで、ちょっと細かいことにはなりますが、事故の報告をきちんとする仕組みというようなものを用意していこうということになっております。

次に「学校給食の教育としての質の確保」というようなことについても、これは教育活動の一環として行っているものですから、これまでどおり教員、栄養士が参加、できれば調理師も含めてというようなことで、さまざまな授業科目との連携を深めながらやっていくということで、基本的にはこれまでの仕組みを維持しつつ、民間のノウハウを活用して、どこまで経費を削減し併せて給食の充実が図れるかと、というようなことの提言をさせていただいているということでございます。

次に5番目で、いちばん大きな科目になりますが、では実際に経費の削減とはどういうふうになるかと。それから学校給食の充実はどうかと、いうことでも提言をまとめさせていただいています。現在、個々の学校を決めていますが、学校の設備とか、人員配置とかいろいろ違いますので、具体的な見積りを業者から取らないと難しいのですが、他区にすでに実施しているところがありましたので、そういったところから契約額をいただきました。一人当たりの児童、生徒数について、それぞれ委託を実施している区の資料がいただけたその学校のすべての総契約額を、その委託で給食をいただいている児童数で割りまして一人当たりを計算するという仕組みの中で、その3行目に書いてありますが、小学校でいきますと406人、中学校で322人というのが、大体平成11年度の杉並区の平均規模ということでしましたので、その委託契約額の一人当たりをこの人数に掛けた委託の金額と、それから杉並区で同じように、そういった委託になる業務について、いま直営でお金をかけている部分、これも一人当たりで換算しまして、それと比較をしますと、機械的にはこういった、小学校では年間約1,180万円、中学校では1,540万円というようなことが見込まれたということで、一定の委託効果についての積算をしたという結果を載せております。

ただこの見込額は以下に書いてありますが、「しかし」のほうで、基本的には、退職金が算入していないというようなこと、それから杉並区と他区と、同じ23区といっても、一律に施設とか、給食の内容とかが比べられないものですから、そういったこととか、また今回の検討結果で、いろいろ職員の待遇とか、研修とかを付けてますから、そういったことを反映してございませんので、いずれにしても実際の「委託効果」というようなことについては、見積りを取って積算するということでやっていかなければいけないのかなということが記載してございます。

他区のほうも、数字を簡単に出してくれないのですが、私どもが「委託」のほうで聞いた数字では、大体実績というような形でおっしゃっていただけるのが、1校辺り、1,000万円前後というような数字になっております。私どもは、そういう意味では非常に機械的な積算結果ではありましたが、そういったことを1つの目標にしながらやっていける数字かなということで、その数字を記載するということにしたものであります。

そういった仕組みでございますから、いずれにしても、今回非常に大きな要素として、「経費削減効果が図れる」と、「学校給食の質、あるいはそのサービスの低下をきたさない」ということでやっておりますので、将来にわたってもそういった仕組み、あるいは最初に契約するときも、そういったことがきちんと確保できるように、やたら安いお金で質を下げられても困りますし、高い金額で委託効果が下がっても困るわけですから、そういった仕組みをどうするかということにつきまして、下の以下の仕組みを考えたほうがいいというようなことで、提言をまとめているものでございます。

そのまず1つは「信頼のおける委託業者の選定」と、それから「適正な競争の確保」というようなことで、機械的に、単純にどの業者でも、見積りをいただくということではなくて、一定の資格、いくつかそこに条件が(ア)から次の8頁にかけて(オ)まで書いてありますが、そういった基準をクリアーするというようなことを、きちんと選定委員会で選んでやると。そういった業者の中で競争を確保させると。併せて8頁の のちょっと上になりますが、必ず一定期間経過後は、競争入札をするということで、今回検討していて非常に苦しかったのは、学校給食の質のいいというようなことになってきて、ある程度業者が育ってきますと、その同じ業者をずうっと指定していくというのは非常にいいというのが1つの方向であります。そうは言っても、そこに競争性のことを入れないと、向こうの言うとおりに金額が上がるというようなケースも考えられます。それをどうしようかというのが、この(イ)のところに出てきた考えということになります。

2番の「委託後の円滑な運営の確保」ということでありますが、先ほどの意見の中にも

出てまいりましたが、できるだけ「保護者等も参加する仕組み」というような希望も言われました。そして今回委託を実施する学校につきましては、学校給食運営協議会というようなものを設置しまして、委託する学校ごとに、学校長、学校栄養士、小中学校PTA連合会代表、当該校のPTAと、そして委託業者からなる運営協議会というようなものを設けて移行期の課題に対応する。併せて、こういったことを通して信頼関係を築き、同じ職場で働いているということをしかりと確保していくと、というようなことを考えていくことを提言しております。

それから移行期というのはどんな仕事でもそうですけれども、どうしても負担が一時的に上がってまいります。そういったことで、教育委員会の支援というようなこと、また、学校給食を実際に食べるのは児童ですので、そういった児童の声をどう反映するかということについても、学校にある給食委員会といったものを活用して、それを反映する仕組みというようなものを考えていこうということになっております。

次に「給食内容の水準を維持、充実するための方策」ということですが、その(ア)から(エ)ということで記載しております。先ほどから申し上げておりますが、献立を栄養士が作る、食材等の購入責任も栄養士にあるといっても、非常に細かいところでそれぞれの味が変わってまいりますので、そういったことについて十分打合せをして伝えて行くとともに、それだけではなくて、それに加えて、民間事業者は、(イ)の上のほうになりますが、自分たちのノウハウを生かし、創意工夫をするというようなことで、これまでの培ってきたもの、それから民間のノウハウの両方を合わせて、いいものができるようにしたいということで記載しております。それから添加物とか、また食材の問題についてはちょっと細かいことですが、(イ)のこれまでやってきた手作りのところ、そういったことを担保するというようなことを記載しております。

また最近進めております「多様化」というようなことについての問題、また食物アレルギーの対応ということについても、これまでどおりということやっていきたいと。さらに折角民間事業者が入るわけですから、(エ)のところでも総体的に、こういった多様化の取組み等ということについても、同じ金額の中でできるだけことはやっていただきたいというふうに考えていますので、そういった充実を図っていきたいということで記載しております。

最後に4番ということで「今後の実施に向けて」ということで、「また」のところに書いてありますが、検討委員会としては基本的にはある程度他区等の視察も含めまして、検討すべきことは終わっているのかなというふうに思っておりますけれど、いずれにしても、

非常に集中的な審議の中で決めてきたということ踏まえ、(1)になりますが、「不安解消に向けて」ということで、十分な対応をとって下さいというようなこと。

それから委託当初、どうしても先ほど言ったとおり、非常に負担がかかるということで、現在学校法については常勤栄養士と非常勤栄養士との配置になっていますが、そういったところで一定の配慮をしていただきたいというようなこと、それからPTAとの協議事項を検討会終了後ですね。この検討会が終わったから、もうあとは教育委員会で全部やるよということではなくて、引き続き協議をしながら進めて行くというようなこと、また非常に厳しい財政事情ですが、こういったことを進めて行くわけですから、併せて、やはりこれまでにやってきたその充実施策ということについては今後とも取り組んでもらいたいということです。最後になりますが、「開かれた学校給食」ということで、保護者や地域住民の参画ということも念頭に置いていただきたいというようなまとめをさせていただきます。

この後ろのほうに「中間のまとめとした理由」ということで11頁を付けております。これは付記ということになりますが、基本的には本報告をもって、大体私どもが予定した検討項目というものは委員の皆さんのご協力のおかげでまとまったという認識しております。細かいことを詰める気になるといくらでもあるのですが、それはこちらにお任せいただき、いろいろな意見を聞きながら進めるということになると思うのですが、ただ「しかし」に書いてありますけれども、いろいろな「不安の声」というものが、どうしてもまだ解消しきれてないという認識もございまして、この検討会の最終報告とする前に、もう一度保護者等への説明をする。その辺りを踏まえ、うえで最終のまとめをするということにさせていただきたいということです。したがって、最終報告は、どこまで加筆の必要が出てくるかわかりませんが、いずれにいたしましても4回説明会、意見交換会を開催したわけですが、もう一度丁寧な保護者への説明と、意見交換というようなことを踏まえて、その状況のうえで、この最終報告の形に整えたいということで、中間のまとめとしたということなのです。

最後の1枚ですが、ちょっと資料編を付けておりますが、これは簡単に「現在の給食の仕組み」ということで付けてあります。そのうちの四角になっている部分というのを現在委託化するということで、先ほど言ったような条件が必要だという検討を進めてきたものでございます。参考までに見ていただければと思います。ちょっと長くなりましたが以上でございます。

委員長 ありがとうございます。大変なご苦勞をかけておるようでございますが、いち

ばん最後にもありますが「保護者の不安解消」というようなことが、学務課としての大きな努力を向けるところかと思えます。不安な気持ちで食事をしたのでは、子どもたちの健康にいい食事とは言えないでしょうから、是非保護者の方にもこの不安がないように、さらに一層ご努力いただきたいとそんなことを感じます。皆さんのほうから何かございますか。

大門職務代理者 これはいずれ検討しなければいけないし、一緒に考えていきたいと思うのだけど、そのときに僕が判断する根拠として、例えばセンター方式をやっている区もあるでしょう。いまありませんか。

学務課長 2区あります。

大門職務代理者 2区だけ。そして民間委託をやっている区もあるし、完全に学校でやっている区もあるのでしょうか。

学務課長 あります。

大門職務代理者 区名を言っはまづいのなら、ABCでも1、2、3でもいいのですが、そういう一覧表を一度見せてもらえませんか。そしてできればそのあとに、生徒当たりの単価がどのくらいかかっているか、A区ではセンター方式で、一人当たりいくらかの税金を使っているか、税金を使っているわけだから、いくらでも使っていいということにはならない、特にこの時代はね。そのことを僕はよくわかるのですが、そういう資料をもしできたらお願いしたいと思えます。

ちょっとこれは確認なのですが、栄養士は各校1名ずつ置かれるのですか。

学務課長 現在の仕組みですが、基本的には常勤が2校で1人ということで、残った部分については非常勤を配置するというので、いずれにしても全校には配置するということです。

大門職務代理者 いや、これも不安がもしあるとすれば、調理のほうにあると思うのですね。栄養士の方がもちろんお手伝いになっているのはよくわかっていますが、だから完全に民間にしないで、例えば栄養士と、調理責任者とは、やっぱり区の職員で運営していくというようなことは考えられないのか。そのことによって、どうなるかということはこれからの問題だと思いますけどね。

学務課長 1つの方法としては考えられないこともないのかなと思えますが、現在文部省も含めて進めている方法は、そういった非常勤化を進めて行くような方法と、もう1つは、調理の民間委託ということで、大体のところを検討をしているということになります。ただ、いま大門委員がおっしゃったような、調理員の身分が2つに分かれますと、やっぱり

調理というのは1つのまとまった仕事になりますので、その調理員が別の会社ですと直接いろいろ細かいことの指示ができないということになりますので、やはり調理員は調理員としてのまとまりがないと、単純に言いますと、調理員が区の職員というのは別会社というような話になります。実際に従事する方が別の会社の職員という形になりますから、なかなかそれは難しいだろうというふうに思います。

大門職務代理者 それともう1つ、問題を描くというか、初年度は何校ぐらいが各学校の給食になって、何校ぐらいが民間委託になるのか、できればそういうことも教えていただきたいのです。

事務局次長 先ほどの資料のことも含めてですが、今回一応検討の中間のまとめということで、ご報告いたしました。それで、こういったことでご意見をいただいて、今後学校の説明する中で、最終的に、いつから実施するかということも含めて、教育委員会としてお諮りしたいと思っております。その際に、何校処理ができるかということをお諮りしたいと思っておりますが、いま考えられるのは、基本的にリストラはできませんので、退職とか、そういった形で委託にしていくということです。ただ、1校とか、そういうことにしますと、非常にその学校の負担が大きいのので、最低でも初年度5校とかいうようなところから始める必要があるのではないかなと、そんな感じを持っております。いずれにしても来年度から実施となると、10月末ぐらいまでには方向を出さなければいけませんので、その間こういった学校の説明会等をしてしながら、実施できるかどうかということをお事務局としての判断をしていきたいと思っております。

学務課長 先ほどの資料の件なのですが、委託区のほうにつきましては、現在13区ということで、こんな形で資料編を付けることになっておりますので、お出しできると思っております。ただ経費につきましては、比較的これから全部いただくことになれば、委託校の委託契約は取れますけれども、直営校のほうは杉並区もそうなのですが、学校運営費という大きな枠の中でもやったりしてしまっていて、1校ごとに出すのはどこまでできるかというのを、各区をお願いしてもなかなか難しい手順がございまして、委員のご要望に沿った形で全部作るというのはなかなかできませんが、できるだけ精度を上げていくような方法をいろいろ工夫してみたいと思います。

鬼丸委員 経費削減のことなのですが、1校当たり千何百万円が削減できるだろうということが書いてあるのですけれども、削減ができるということは、即ちその調理業務を委託して、民間がやるということは、民間が食材ではなくて調味料、即ち味付けですね。現にその調理に当たる人たちの給与が安くなると、たぶんこういって委託のほうで安い

ということだろうと思うのですが、その削減ということは、そういうことで考えてよろしいのですか。

学務課長 非常に難しいのですが、基本的に現在私どもの区のほうとの比較ということになりますと、区のほうは小学校で大体 192 とか、中学で 182 という中で夏休みも含めた常勤体制の中での給与体系を持っております。これをいま民間のほうへ行きますと、いまの雇用条件がどういうものでいいかと考えるのは非常に難しいのですが、休みが多くてもいい人材が集まるということもあります。そういう仕事の内容を前提にした民間のほうは、いろいろな雇用条件なり給与体系を組むと思いますので、年収がそれによって同じ年齢に比較したときに、民間のほうが低いから給与が安いということが言えるかどうかは別として、そういった形で、業務に合わせていろいろ組立てをしていただけるというのが1つと、それから常勤とか非常勤の配置の問題ですね。給食調理の業務というのは、基本的には午前中が非常に忙しいと。ですから現在私どものほうは嘱託、パートでも6時間勤務というようなところが、午前中の4時間勤務に集中するような人員配置を取るとか、いろいろな工夫は民間のほうがされると思うのですが、いずれにしても民間のほうは業務に合わせた人員体系ができて、そういう中で結果的には下がってくるということで、先ほど申し上げたとおり、その食材とかそういうものは、うちのほうで購入しますので、そういうメリットはございませんので、基本的にはそんなところがですね。現実には、もう委託している区で、そういう実績があるわけですから、結果としては出ているのかなというふうに思います。

鬼丸委員 結局調理委託ということになるとその調理会社のほうは、たぶんアルバイトとか、パートとかいう形で職員を募るのではないかなという予測が立つわけですね。当然夏休みという長い休み期間があるし、不規則の部分がかかなりありますのでね。そういう意味で、たぶんPTAの方々は、かなり不安を持つだろうと思うのですよ。要するにその社員たちは正社員で、会社に対しても仕事の内容に対しても、非常に責任を持つ方ではない可能性が高いのではないか。やっぱり経費削減の中で、いちばん削減をされるのはたぶんその給与であろうというのが、この委託の形から見るとほとんど見えるわけですね。そうすると、最終的にはやっぱりつくる人が、そういう無責任体制になるのではないかという心配があるだろうと思うのですね。

ですからその経費削減ができるからいいというのは一面はそうだと思いますけれども、もっと大きな部分で見ると、やっぱりそういうパートさんというような形になっていくというか、全体の社会の仕組みから見ると、いままで公務員でやっていた方が、今度パート

という民間のパートになってしまう可能性が高いというのは、もっと社会的な意味で見ると、マイナスがあるのではないかなというのが1つ感ずることなのです。その調理の内容についても、責任がなくなってしまう可能性もあるなというのが、ちょっと不安としてあります。

もう1つ、先ほどのアンケートの自由記載の中で、経費削減だけのための委託はやめてほしいというようなご意見があったように思うのですが、この検討会の中で、「給食費値上げ」ということは、考えてはいなかったのでしょうか。

学務課長 最初の話ですが、私どももそういうところがいちばん心配ということでございまして、先ほど報告しました3頁から4頁にかけての、要するに「業者の選択」とか、「そこで働く職員の質」と、こういうことをどういうふうに給食の人と結び付ける形でやっていけるかということで検討をしまして、その調理業者の選定委員会の基準、あるいはその選定委員会制度というようなものをちょっと考えてきたということです。いずれにしても、その職員配置につきましては、無制限に全部パート化とか、常勤の職員も責任のない方がしょっちゅう動かれては困りますので、そういったところはきちんと確保できる仕組みをしたいと。

併せて後ろの委託の選定基準の8頁のところでお書きしましたけれども、1回委託してしまえば一切管理しないということではなくて、その(オ)の契約の更新の際ということで、しっかり学校にでも、そういったところを管理していただいて、そういった動きがあるところ、あるいはその無責任体制になるようなところが出てくれば、それをちゃんと契約のほうのセクションのほうへ反映していただいて、そういった業者は辞めていただくざるを得ないのかなと、こういった仕組みを考えて行きたいということで、いちばん最初の認識に書いたとおり、いずれにしても学校給食の質の維持ということを前提として、どうやったら民間の活力を活用して経費の削減を図れるかというようなことを担保する仕組みをやっていかなければいけないということになっております。

それから「給食費の値上げ」のことですが、これは3頁の で委託による給食費の値上げはしないと。実は私ども、いま学校給食法の中で、保護者に負担していただく経費というものは、「光熱水費」と「食材の購入経費」ということで定められております。そして杉並区は光熱水費は取らないということで、食材の部分だけいただいているわけですが、それについてはこれを機に見直すということはないという方針でこの検討をしておりますので、検討会では審議はしておりません。

鬼丸委員 質問の意味はそうではなくて、その委託をしないで現在の状況が続けるにして、

値上げをするというやり方でもって、委託をしないで済ませるというやり方はなかったの
だろうかという質問なのです。

学務課長 いまの光熱水費の負担が、全部保護者のほうに行きますと、相当の金額になる
ことは事実です。いずれにしても今回検討の目的というか、そういう中で先に行革大
綱の中で現状の仕組みを前提にして、民間委託化の方向で検討するというようなことで始
めましたので、この検討会としては、その辺のところは検討はしておりませんし、行革大
綱に上げるときにつきましてもその辺のところは整理したということで、教育委員会とし
ても、今回のこの検討に際して、そういった視野まで広げて検討するかというようなこと
については、見送ったという考え方です。制度の中では、基本的に光熱水費まで広げられ
ますから、その金額も億を超えるようなかなりの金額ですので、そういったことになれば
一定の効果が上がるということは考えられます。

鬼丸委員 その光熱水費のところもちょっと検討していただきたいなと思ったのです。

学務課長 先ほども申し上げたとおりで、今回の検討をなぜしたかというようなところ
では、そういったことは前提にした上で、各区等がやっている調理業務の民間委託という中
で、サービス、教育としての効果等いろいろなものを下げないでやれるという方向が見え
たものですから、行革として取り組んではどうかという形で取り上げてきたものですから、
いずれそういった方向が出れば、またそういった趣旨の検討もあろうかと思えます。

大門職務代理者 それもまた大きな問題になるだろうと思えますね。

事務局次長 行革の進め方としては、その負担を適切な負担に広げていくという観点と、
その経費の削減の両方あると思うのですね。そして今回の場合、この負担を光熱水費まで
負担していただきたいところまでは、広げられないことはないのですね。しかしそ
れは、今回効果を見込んでいた数字には、ちょっと桁が違うような数字になってしまっ
ておりますので、やはりより大きな効果を出すためには、調理業務委託ということを検討せ
ざるを得なかったというのが事実ですね。それでその意見の中にも、調理業務の部分も含
めて負担するかどうかという話があったのですが、それはもう政令で、これは行政のほう
で形が整っていますからそれはできないということで、あくまで、そこはもう行政のほう
で、どうやって経費を削減していくかということに絞られてしまうということなのです。

鬼丸委員 給食に関して、これだけの方々が説明会にいらして、非常に関心が高いし、
もちろん行きたくても行けない方も相当いらっしまったと思うのです。質問も主に委託に
対する不安とか、そういうところに集中しているようなので、やはり現状維持していく方
向と比較しないと、やっぱり納得がなかなか難しいかなと思うのです。それから給食費が

安いというのはどの親もわかっているのですが、夏休みになると子どもたちが食べるからたくさんお金が出るわというぐらい、皆さんの家庭ではそう言ってますからね。そういうぐらいだから、給食は安いという認識は皆さん持っていると思うのですよね。もちろんバアンと上げれば大変な家庭ももちろんあると思いますので、その点を比較しながらやっていかないと、やっぱりPTAのほうとしても納得がなかなかいかないだろうという気もいたします。

事務局次長 ご意見はよくわかりました。これから説明会をしていく中で、ちょっといま具体的に数字を出してないのですが、ここいら辺を最大限、どのくらいになるかということ参考を試算してみたいと思います。

鬼丸委員 そうですね。それでもそっちがいいという可能性もないわけじゃないですからね。

丸田委員 いろいろなこの報告書の中で、資料いくつというのが終わって、先ほどの大門委員のこともたぶんあると思うのですが、資料6とか、7とかあるけど、今回1枚だけ資料があるのですよね。それで全部現況も把握できないから、今日は経過ということで承っておくほうが良いと思っています。ですからまた別の機会に、合わせて議論するという機会を設けたほうが良いと思うのです。いまのいろいろなお話に共通するのですが、この報告書はきれいにまとまりすぎていてね。だから問題点というのをクリアさせた形で、問題点をうまく吸収しつついいほうへ持って行っているから、それよりも前に素直に、そういう委託化に伴うメリットとか、デメリットとか、現況との対照とか、その対照表みたいなものをきっちり整理するとどういった問題があるのか、それでそれはどうやってクリアしていくのかというふうな話とかいうのが見えてくると思うのですね。それで今回のレポートはきれいすぎるから、全部もう、わかっちゃって書いていますよね。すべて、いいほうへいいほうへ、だから問題点は問題点として取り上げて、それはどうやってクリアするんだという課題として、それでこういうふうにするんだとか、そういう三段論法とか、いろいろその書き方はあると思うので、その辺はわかりやすくしたほうが良いと思うのです。

事務局次長 これは私が先ほど言いましたとおり、今日は全体のご意見をいただくために、経過報告として提出したのですが、当然杉並の学校の中では大変大きな問題ですので、実施するかしないか、いつからどうするかというような問題は、区議会にお諮りして、そのときにはこれをベースにして、区としてどうしていくかというようなことをきちんとお出ししなければいけないなと思っております。それからこの資料なのですが、おっしゃる

とおり、この検討の中で、こういう問題があるというのが前提にあって、それをこうクリアするということを議論したわけですけど、そのまとめ方は、クリアするところだけ書いたということで、議論の中では、おっしゃるような形に見えるわけなのです。

丸田委員 だから資料として、それを生に出してみると、そしてそれを吸い上げてこういうレポートになると、だからどういう問題に対しても、それをクリアしつつ、こういうふうになりましたということで、まとめ方の問題です。

学務課長 いろいろな報告の中で課題、問題点を指摘して、その上でそれに答えていくというのが報告書の作り方ということで、よく委員のおっしゃることはわかるのですが、今回の民間の調理業務の委託の問題につきましては、先ほど検討の範囲で申したとおり、具体的に委託と、委託前でメリット、デメリットと比較するのはなかなか難しいところがございます。いずれにしても委託をするうえで考えておかなければいけないことは、要するに項目で、例えば「安全管理」とか、「給食の味」とか、そういったものを定めまして、それについて、それではいまと同じようにどうなるかという形で検討をさせていただきましたので、ちょっと問題点と、メリット、デメリットというような形でまとめるのは、なかなか厳しかったということ。それからもう1つ申し上げますが、検討会の中でもそのメリット、デメリットという話があったのですが、そのデメリットの部分というのは区の調理員がやっても、民間の事業者がやっても同じなのですが、給食の質の維持とか、教育的な効果の維持とか向上、それから「安全衛生管理」というようなのは、基本的には同じ仕組みなのですね。だから単純に言いますと、区の公務員から民間事業者に替わることに伴って、何かメリットなりデメリットが出るのかというような話になりますと、民間事業者は区の職員ではありませんから、そういった同じような仕組みが民間でもできるかということがほとんどのデメリットというか、課題になるものですから、いまの学校給食の維持をするうえで、検討すべき課題ということでその項目を整理して、それについてその対応策をまとめたという形でやらしていただいたのですね。そんなことでご理解いただければというふうに思います。

大門職務代理者 公立の病院というのは。

学務課長 都立病院がどうなったかというのはちょっとわかりませんが、例えば私ども障害者福祉施設なんかでは、すでに委託をしております。

大門職務代理者 障害者福祉施設は委託している。

学務課長 はい、委託しております。先ほどの大門委員ので、具体的にお答えしますと、現在 23 区の状況を申しますと、13 区が委託を行っております、学校数で言いますと、

小学校が全部で 903 校あるのですが、そのうちの 17.6%、中学校は 423 校ありますが、そのうちの 36.3% ですから、3 校に 1 校を超えたというような状況になっております。

大門職務代理者 それでは一斉に切り替えではなくて、皆んな漸減方式でやっていたのですか。

学務課長 そうですね。完成したところが台東区と足立区ということで、台東区がたしか 13 年ぐらいかかったというふうに聞いております。いずれにしても、先ほどセンター方式とかいろいろありましたけれども、全国的にはセンター方式が半分ぐらいですが、23 区というのは非常に学校ごとでやっていくというような形の中で、自校調理方式と、そういった条件が整っていて、そういう意味では委託をしても同じような仕組みを確保できれば給食の質が維持できるのかなというふうに思っています。

それから世田谷区はセンター方式を持っているところなのですが、漸次この委託を契機に、自校調理方式に委託の部分のところは変えていくというようなことも出ております。

委員長 区では、いま教育委員会関係としては、校外施設が全部委託になっているわけですね。

学務課長 校外施設につきましては、全面的に職員を引き揚げているのは富士学園です。

そして菅平と弓ヶ浜については、事務のほうをやる職員がそれぞれおります。ただ、給食については全部委託になっております。

委員長 調理は全部委託ですか。

学務課長 調理は全部委託です。

委員長 3 つの校外施設は全部委託ですか。

学務課長 はい、委託になっております。

委員長 それについて、利用者からの何か不平とか、不満とかいうものは、特には聞いてないのですか。

学務課長 移動教室等で報告書を上げてもらう形になっておりますが、いまのところは特段、大きなものは上がっておりません。ただ、目的外等のアンケートの中には、そういった「量が多い」とか、味に好みがありますので、塩加減の問題とか、そういうことはときどき出てまいります。

委員長 はい、わかりました。

鬼丸委員 たしか菅平で少し前に、ひどく給食の質が落ちて、それで変えたという経過がありましたね。

学務課長 ちょっと私が来る以前のことについてはわかりませんが、実は私が来てからも、

ちょっと気になった部分がありましたので、私のほうで会社を呼びまして、他の校外施設、あるいは湯河原荘というような保養所等をちゃんと見に行き、特に目的外は同じような金額で提供しておりますので、工夫をしてくれということで、昨年だったと思いますが、調査に行き、そういった努力もしていただいたということです。いずれにしても、そういったものが上がってくれば、私どもは業者を呼んで指導はさせていただいております。

鬼丸委員 余計ですけどもう1つ心配なのは、一旦委託すると、その年度では経費削減というのはある程度はつきりわかると思うのですが、何年も先に行ってしまうと、要するに比較の対象というのがなくなってしまうわけで、非常にそれをこちらの側が年中調査をして歩いて研究しないとわかりにくいのですよね。例えばいま現在高いのか、安いのか、質がいいのか、悪いのか、そういうこともずうっと継続的にほかの区とか、ほかの場所等を比べながらやっていくという業務が、たぶん負担として残っていくだろうというのがちょっと気になるわけですね。

学務課長 先ほども報告の中で、どうやっていくかということでちょっと触れましたが、1つはやっぱり民間会社の場合は、どう競争させるかというのが1つの要点になりますので、そういった制度は確保していきたいということです。それから直営との比較は、全部になってしまうと直営がわからなくなりますから、どうやっていくかということは、これから工夫をしたいと思っております。先行している区では、やはり改めて見直しをして、引き下げたというようなところも聞いておりますので、向こう側の言いなりに上がっていくというようなことは避けるような仕組みは考えていかなければいけないだろうと思います。

委員長 担当課としては大変なご苦労があるかと思いますが、なんといっても子供の食事のことだから、子供達の安全、保護者の不安、そういうものの気持ちを解消して行くように、なお一層のご努力をお願いしたいと思います。

それでは3番目の報告ですが、「教育委員会後援等名義使用承認について」社会教育スポーツ課長お願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは私から、7月分の後援名義使用承認につきましてご報告申し上げます。7月につきましては、資料のように32件ありました。社会教育スポーツ課の関係が31件、そのうち新規が3件、社会教育センターは新規が1件ということで、32件でございます。4月から7月までの累計につきましては、最後の頁に記載のように、定例138件、新規14件、計152件となっております。昨年と比較して、若干増えている

と、そのような状況でございます。以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。それでは次回の期日をお願いします。

庶務課長 次回ですが、8月29日(火曜日)の2時からお願いします。

委員長 大変長くなりましたが、いろいろな事情がありまして、数年に1回と言ってもい
いような教科書採択の問題もあったためにご迷惑をかけました。本日はどうもご苦労さま
でございました。